



# 長野県報

10月31日(月)  
平成28年  
(2016年)  
第2821号

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)..... 1

### 告示

認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消(ものづくり振興課)..... 1

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課)..... 3

長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)..... 3

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)..... 3

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)..... 3

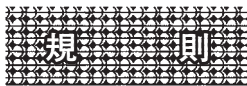
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)..... 4

特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)..... 4

### 訓令

長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課)..... 5

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(行政改革課)..... 5



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第45号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の8中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条に次の1項を加える。

2 交通政策課に、松本空港利活用・国際化推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 松本空港の管理及び利用促進に関すること。
- (2) 松本空港管理事務所に関すること。

#### 附則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

行政改革課



#### 長野県告示第597号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の10第1項の規定により、次のとおり認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消しました。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	取消年月日
有限会社清水商店 代表取締役 清水孝	北佐久郡立科町大字 芦田2603	平成28年10月1日

ものづくり振興課

## 長野県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林の所在場所

中野市大字間山字南向平871、874から877まで、878の1、878の3、879、880、881の1、881の3、882の1、883の1、884、字道灌山1804の1、字建応1810の1、1810の3、1811、1824から1827まで

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南向平871、874から877まで、878の1、878の3、879、880、881の1、881の3、882の1、883の1、884、字道灌山1804の1（次の図に示す部分に限る。）、字建応1810の1、1810の3、1811、1824から1827まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る）

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林の所在場所

下高井郡木島平村大字穂高字城山57、字大久保58、字長久保59、字流石61の1、61の2

## 2 保安林として指定された目的

干害の防備

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林の所在場所

下水内郡栄村大字北信字大柳756の55、756の56、大字豊栄字赤下3380の1、3381の1、3382の1、3383、3384の1、字北アソラ3401のロ、字柳沢3441の1、3442から3447まで、字風切3449、3450、字宇勝入3518のイ、3518のロ

## 2 保安林として指定された目的

干害の防備

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第602号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
長野県木材協同組合連合会	長野市大字中御所字岡田30番地16	長野市大字中御所字岡田30番地16 長野県木材協同組合連合会

会 計 課

## 長野県告示第603号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
あづみ農業協同組合 大野川支所	松本市安曇3992番地3	松本市安曇3992番地3 あづみ農業協同組合 大野川支所

会 計 課

## 選告示第53号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成28年10月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中「松本市大字芳川村井町12-1」を「松本市村井町西2丁目16番1号」に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中

「エリシオン開智ウエスト

松本市開智二丁目3番50号」を

「エリシオン開智ウエスト

松本市開智二丁目3番50号

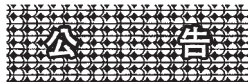
社会福祉法人 心泉会 住宅型有料老人ホーム

松本市村井町西2丁目16番2号 に改める。

ローズガーデン

」

選挙管理委員会



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほっこり

3 代表者の氏名

丸山 くに子

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門並木町6番18号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心とする地域福祉活動への参加及び世代交流を促進し、高齢者や障害者の生きがいと健康づくりに寄与

することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ホットラインながの

3 代表者の氏名

諏訪部 真

4 主たる事務所の所在地

長野市西三才2184番地1

5 定款に記載された目的

(変更前)